

【論点 2】 金融商品の測定

【論点 2-1】 測定区分の見直し

検討事項

国際的な会計基準の議論では、国際財務報告基準と米国会計基準において大きな差異はないものの、中長期的な課題として、測定区分の削減の可能性などが検討されている。

我が国の会計基準においては、法律上の形態に着目した上で、有価証券については、その保有目的区分に応じて測定区分を設けているのに対し、国際財務報告基準においては、金融資産の特徴に応じた測定区分を設けている。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

IAS 第 39 号においては、金融資産を以下の 4 つのカテゴリーに区分することが求められている（IAS 第 39 号第 9 項）。

- (a) 損益を通じて公正価値により測定する金融資産（売買目的を含む）
- (b) 満期保有投資
- (c) 貸付金及び債権
- (d) 売却可能金融資産

（米国会計基準における取扱い）

米国会計基準においては、SFAS 第 115 号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」により、有価証券を以下の 3 つのカテゴリーに区分することが求められている（SFAS 第 115 号第 6 項）。

- (i) 売買目的有価証券
- (ii) 満期保有目的有価証券
- (iii) 売却可能有価証券

（国際的な会計基準の動向）

IASB DP では、財務報告の複雑性を低減する中間的アプローチとして、金融商品の測定区分の数の削減、売却可能区分の削減の可能性等について言及されている（IASB DP 第 2 章アプローチ 1 第 2.11 項）。

我が国の会計基準における取扱い

金融商品会計基準においては、金融資産を「現預金」「受取手形」「金銭債権」「有価証券」「デリバティブ取引により生じる正味の債権」としており、このうち有価証券（子会社株式及び関連会社株式以外）を以下の 3 つのカテゴリーに区分することとしている（金融商

品会計基準第 15 項から第 18 項)。

- (1) 売買目的有価証券
- (2) 満期保有目的の債券
- (3) その他有価証券

金融商品会計基準では、それぞれの測定区分について次のように説明している。

まず、売買目的有価証券については、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券であるとし、投資者にとっての有用な情報は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられるとしている。また、売買市場が整備され、売却することについて事業遂行上等の制約がなく、時価の変動にあたる評価差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することとされている（金融商品会計基準第 70 項）。

次に、満期保有目的の債券については、企業が満期まで保有することを目的としておりと認められる社債その他の債券であるとし、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受け取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとしている（金融商品会計基準第 71 項）。

さらに、保有目的が明確に認められない、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するその他有価証券については、金融資産の評価基準に関する基本的考え方（金融商品会計基準第 64 項から第 67 項）に基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることとしている（金融商品会計基準第 76 項）。一方で、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられるとしている（金融商品会計基準第 77 項）。

今後の方向性

IASB DP では、測定区分の削減の可能性について触れているものの、中長期的な検討課題としている。また国際財務報告基準と米国会計基準の間にも差異があり、当該差異については未だ議論がなされていない。

検討のポイント

- ・ 損益を通じて時価評価するかしないかを区別する規準は何か。
 - ① 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」や ASBJ の見解として述べられている、金融投資と事業投資による区分
 - ② キャッシュ・フローの性格（確実性など）による区分¹

¹ IASB DP の「長期的解決策」においては、「将来キャッシュ・フローが大きく変動し得る商品」、

- ・ その他有価証券のカテゴリーを今後どのように位置づけるか。
- ・ 部分純資産直入法の取扱いを見直すか。
- ・ 現行の我が国における会計基準と国際財務報告基準との差異について、短期的な対応を行うか（貸付金及び債権の区分を設けるか）。
- ・ その他、測定区分とその評価方法において、会計上の問題は生じているか。

【論点 2-2】 公正価値オプション

検討事項

国際的な会計基準では公正価値オプションが認められているが、我が国の会計基準においては認められていない。複数の測定方法を区分する視点は何かという観点から、測定区分を必然的なものとするか、選択という形を許容するのか検討を行う。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

IAS 第 39 号においては、要件等に違いがあるものの米国会計基準と同様に、当初認識時において、損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして企業が指定したものについて、損益計算書を通じて公正価値で測定するとしている（IAS 第 39 号第 9 項「金融商品の 4 分類の定義」）。

平成 15 年（2003 年）12 月に公表された改訂 IAS 第 39 号では、いかなる金融資産又は金融負債でも、当初認識時の取消不能の指定により、公正価値で測定して評価損益を損益計算書で認識するように指定することを企業に認めていたが、次のような批判が寄せられていた。

- 企業が、公正価値が検証可能でない金融資産又は金融負債に公正価値オプションを適用する可能性がある。その場合、それらの金融資産や金融負債の評価は主観的なものであるため、企業が、損益に不適切な影響を与えるような方法で公正価値を算定するおそれがある。
- 公正価値オプションの使用は、例えば、マッチしているポジションの一方だけに企業が公正価値オプションを適用したりすると、損益の変動を減少させずにむしろ増大させるおそれもある。
- 企業が公正価値オプションを金融負債に適用した場合には、自分自身の信用力の変動について損益計算書に利得又は損失を認識することになる可能性がある。

これらを受け、平成 17 年（2005 年）6 月に次の適格規準を定める改訂がなされた。

「将来キャッシュ・フローが固定されているか又は少ししか変動しない商品」という 2 つの区分を示し、前者にとっては、取得原価や償却原価はレリバンスがほとんど又は全くないものという考え方が示されている。IASB の公開草案「IFRS for Small and Medium-sized Entities」（2007 年 2 月）にも同様の趣旨と思われる区分方法が提示されている。

- (1) 第 11A 項によって容認される場合（契約が一若しくはそれ以上の組込デリバティブを含む場合には、企業はハイブリッド（混合）契約全体を、金融資産又は金融負債として損益計算書を通じた公正価値で測定するとして指定できる）
- (2) 指定することによって、以下のいずれかの理由により、より多くの関連情報がもたらされる場合
 - (i) かかる指定を行わない場合、資産又は負債の測定、あるいは資産又は負債に関する損益の認識を異なったベースで行うことから生じるであろう測定上若しくは認識上の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）を、その指定が消去又は大幅に削減する場合
 - (ii) 金融資産グループ、金融負債グループ若しくはその双方のグループが、文書化されたリスク管理戦略ないしは投資戦略に従い、公正価値に基づいてその業績が評価され、かつ管理されており、かかるグループに関する情報が、当該企業の取締役及び最高経営責任者のような企業の主たる経営陣に対して社内的に同じ基準で提供されている場合

（米国会計基準における取扱い）

SFAS 第 159 号「金融商品及び金融負債に関する公正価値オプション」では、企業が多くの金融商品及び特定の他の項目について、公正価値による測定を選択することを認めている。これは複雑なヘッジ会計の適用を要せず、関連する資産及び負債について、異なる測定を行うことにより生じる報告利益の変動を緩和する機会を企業に提供することにより、財務報告を改善することを目的とするとされている。

また、公正価値オプションは、金融商品に関する公正価値による測定属性の使用を拡大するものと位置付けられている（SFAS 第 159 号「結論の根拠」A3 項 d）。

（国際的な会計基準の動向）

2008 年 11 月から 12 月にかけて開催された IASB/FASB の金融危機に関する円卓会議では、公正価値オプションを選択したものについて、保有目的区分の変更を認めるかどうかについて市場関係者の意見を求めている。

我が国の会計基準における取扱い

我が国の会計基準では、国際的な会計基準のような公正価値測定の選択を認めていない（金融商品会計基準第 IV 章参照）。

今後の方向性

我が国においても、国際的な会計基準と同様に、公正価値オプションを認めるべきであるとの意見がある。一方で、関連する資産及び負債の測定におけるミスマッチの問題は、

公正価値により測定が可能なものの範囲が狭いために生じているとの意見もある。さらに、保有目的区分の測定属性を超えて、無制限の経営者の選択により測定方法が選択できるとする制度は、会計基準として適当ではないとの意見もある。

本論点整理においては、国際的な会計基準の審議の動向にも配慮し、公正価値オプションの導入の可否について検討する。

検討のポイント

- ・測定方法を区分する視点は何か。
- ・公正価値オプションを設ける論理的根拠は何か。

＜参考＞ASBJ が IASB に提出した『IASB 公開草案「IAS 第 32 号および IAS 第 39 号の修正」に対するコメント』（2002 年 10 月 9 日）より

質問 4 － 測定：公正価値測定の指定（第 10 項）

どのような金融商品であっても、公正価値で測定し公正価値の変動を損益計算書に計上する金融商品としての指定（取消ができない）を当初認識時に行うことを認めることに同意するか？

【コメント】 同意しない。指定を無制限とすることは適切ではなく、基本的に現行どおりの規定でよいと考える。改訂案によると、実際の保有目的と明らかに一致しない指定が行われる可能性があり、金融商品の保有目的に基づいて測定方法を使い分けるという IAS 第 39 号の基本原則を逸脱することになると考える²。

【論点 2-3】保有目的区分の変更

検討事項

（【論点 2-1】において、保有目的区分に沿った測定区分を継続することとした場合）

我が国における企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、保有目的区分に沿った測定方法を定めている。この保有目的の変更は経営者の意図に基づくものであり、これを自由に認めることは操作性に繋がる可能性もあることから、現行の金融商品会計基準等ではこの保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしている。すなわち、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。

² なお、平成 16 年（2004 年）7 月に IASB へ提出した IAS 第 39 号改訂公開草案へのコメントでは、公正価値オプションそのものには反対するとしつつも、公開草案の提案の範囲内で、公正価値オプションの範囲を狭める方向には賛成としている。

(1) 売買目的有価証券について

米国会計基準においては、限定的な状況で売買目的有価証券について、保有目的区分の変更が認められており、国際財務報告基準においても、平成 20 年（2008 年）10 月の IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改正により、米国会計基準と同様の取扱いがなされることとされた。我が国においても、平成 20 年 12 月に実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」が公表され、平成 22 年 3 月 31 日までの当面の取扱いとして、「稀な場合」について保有目的区分の変更が認められることとされ、その後の保有目的区分の変更の取扱いについては、改めて検討することとされている。

(2) その他有価証券について

我が国においては、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替は稀な場合を除き認められないのに対し、米国会計基準や国際財務報告基準においては、売却可能に分類した後、現時点において満期保有投資の要件を満たす場合には、満期保有投資への振替が認められている。

(3) 満期保有目的の債券について

我が国の会計基準や国際的な会計基準においては、テインティングルールを設けて満期保有目的からの振替の制限を促す取扱いがなされており、国際的な会計基準において、満期保有の要件を見直すことは予定されていない。なお、IASB による DP においては、テインティングルールを廃止して開示規定に置き換える可能性について言及がなされている。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

(1) 売買目的から売却可能への振替

平成 20 年改正により、非デリバティブ金融資産（当初認識時に、企業が当期純利益を通じて公正価値で測定すると指定したもの以外）が、もはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていなければ（たとえ当該金融資産が主に近い将来の売却又は買戻し目的で取得又は発生していたとしても）、稀な状況においてのみ、トレーディング目的の分類（当期純利益を通じて公正価値で測定する分類）から振り替えることができるとしている。ここで、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるものであるとされている。

(2) 売買目的から満期保有への振替

平成 20 年改正により、トレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることができる場合において、振替後に満期保有目的の要件を満たすものであれば、満期保有目的への振替を認められることとされた。

(3) 売却可能から貸付金及び債権・満期保有への振替

改正 IAS では、売却可能に分類された金融資産で、（もし売却可能に指定されなかったならば）貸付金及び債権の定義に該当したであろう金融資産につき、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、売却可能分類から貸付金及び債権の分類に振り替えることができるとしている。また、IAS 第 39 号では、満期まで保有する意思と能力の変更により、振替後に満期保有投資の要件を満たすものであれば、満期保有投資への振替ができるものとされている。

（米国会計基準における取扱い）

(1) トレーディング目的から売却可能への振替

SFAS 第 115 号では、有価証券が、もはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていなければ（たとえ当該金融資産が主に近い将来の売却又は買戻す目的で取得又は発生していたとしても）、稀な状況においてのみ、トレーディング目的の分類（当期純利益を通じて公正価値で測定する分類）から振り替えることができるとしている。ここで、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるものであるとされている。

(2) トレーディング目的から満期保有への振替

SFAS 第 115 号では、トレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることができる場合（稀な状況）において、振替後に満期保有目的の要件を満たすものであれば、満期保有目的への振替を認めている。

(3) 売却可能から満期保有への振替

SFAS 第 115 号では、取得時点において売却可能区分に分類した後、満期まで保有する能力を有することについて論証可能であり、かつ満期まで保有するという意図を有するという決定を行ったことにより、現時点において満期保有投資の要件を満たす場合には、満期保有投資への振替ができるものとされている。

我が国の会計基準における取扱い

我が国においても、実務対応報告第 26 号が公表され、平成 22 年 3 月 31 日までの当面の取扱いとして、「稀な場合」について保有目的区分の変更が認められることとされた。

今後の方向性

我が国における実務対応報告第 26 号は当面の取扱いとされているが、恒久的な改正を行うべきか検討する。特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替については、

実務対応報告第 26 号では「稀な状況」に限定されているものの、国際的な会計基準と同様の要件のもと保有目的区分の変更は認められるべきであるとの意見もあり、貸付金及び債権【論点 2-1】への再分類とあわせて検討する。

【論点 2-4】 減損処理の取扱い

検討事項

我が国における減損は、保有する資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、帳簿価額を切り下げる必要があるとするものという整理がなされている。

すなわち、市場価格のない債券又は債権について、債務者区分に応じ、貸倒懸念債権や破産更生債権等に該当するときには収益性の低下が生じていると判断され、貸倒見積高の算定を行うこととされているとし、またその他有価証券（株式）に関しては、投下資金の回収は、保有を通じた関係や売却・配当によることが想定されるが、その場合でも時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き、収益性の低下が生じていると判断され、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失とすることが求められている（「棚卸資産の評価基準に関する論点整理」第 22 項参照）。

<参考> 「棚卸資産の評価基準に関する論点整理」 <表 1>

帳簿価額 切下げ理由	資産の収益性低下			
資産の種類	固定資産	市場価格のない 債券又は債権	その他有価証券 (株式)	棚卸資産
投資の回収形態	使用（売却）	契約（売却）	保有を通じた関係 や売却・配当	売却
	↓	↓	↓	↓
収益性の低下の 判断規準	割引前将来キ ャッシュ・フロ ー<帳簿価額	債務者区分	時価の著しい下落	時価<帳簿価額

他方、国際的な会計基準の動向としては、個別の論点として、国際財務報告基準と米国会計基準との間、さらにそれぞれの個々の基準間において、減損のアプローチが異なるとの意見が寄せられている。これを受け、IASB の 2008 年 12 月のボード会議では、減損認識の要件（トリガー）についてコンバージェンスを図るべく議論がなされている。

さらに、債権の減損において、我が国における貸倒引当金の処理と国際的な会計基準における減損損失の測定とで異なる処理がなされているとの意見がある。

また、IAS 第 39 号では、満期保有投資について減損処理を行った場合、その後回復した

ときには、認識した減損損失について損益計算書を通じて振り戻すことができるとされている（IAS 第 39 号第 65 項）。一方、我が国においては、こうした振戻処理は認められていない（金融商品会計 Q&A Q31）。また戻し入れた額について、元本部分に充当するのか、利息として処理するのか明確ではないとの意見がある。

1. 減損認識の要件

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

IAS 第 39 号では、金融資産又は金融資産のグループについて、当該資産の当初認識後に発生した一つ又は複数の事象（「損失事象」）の結果としての減損の客観的証拠があり、かつ、その損失事象が当該資産の見積予想キャッシュ・フローに対して、信頼性をもって見積もれる影響を有している場合に、減損損失を認識するものとしている（IAS 第 39 号第 59 項）。さらに持分金融商品に対する投資については、公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落（A significant or prolonged decline）も減損の客観的証拠となるものとされている（IAS 第 39 号第 61 項）。

（米国会計基準における取扱い）

米国会計基準では、売却可能有価証券や満期保有目的有価証券について、その公正価値が取得原価又は償却原価を下回った場合において、それが一時的でない³と判断したときには、損益を通じて公正価値まで評価減を行うものとされている（SFAS 第 115 号第 16 項）。

（国際的な会計基準の動向）

最近の金融危機への対応として、IASB と FASB は円卓会議を開催し、国際財務報告基準における「著しい又は長期にわたる下落」と米国会計基準における「一時的でない下落」の差異について検討が行われている。

我が国の会計基準における取扱い

金融商品会計基準第 20 項では、満期保有目的の債券やその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理するものとされている。

著しい下落の判定については、数値的な目安が設けられている。債券の回復可能性の判定については下落の原因により判定することとされており、単に市場金利の上昇に起因し、保有期間中いずれ時価の下落が解消する見込みがある場合には回復可能性があると認め、他方、格付けの著しい低下があった場合や、債券の信用リスクの増大に起因する場合には、

³ 「一時的でない減損」については、別途 EITF03-1 が公表されている。

十分な根拠に基づいて反証ができる場合を除き、回復可能性がないと判断することとされている（金融商品実務指針第 91 項）。

今後の方向性

国際的な会計基準の動向にも配慮しながら、我が国において減損認識の要件について検討する。

検討のポイント

- ・減損とは何か。
- ・減損認識の要件の適用において複雑性はあるか。もしあればどのような改善が考えられるか。
- ・減損損失の測定は保有目的区分に照らして行うべきか。資産の有する性格（用途）に応じて、回収可能額、使用価値など使い分けると整理するか。

2. 負債性金融商品の減損

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

IAS 第 39 号では、償却原価で計上されている貸付金及び債権又は満期保有投資に係る減損損失の額は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フロー（発生していない将来の貸倒損失を除く）を当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額であるとしている（IAS 第 39 号第 63 項）。

（米国会計基準における取扱い）

米国会計基準においても、売却可能有価証券又は満期保有目的有価証券に係る減損損失の額は、取得原価又は償却後の帳簿価額と、公正価値との差額としている（SFAS115 号第 16 項）。

（国際的な会計基準の動向）

現行の IAS 第 39 号では、売却可能金融資産の減損について、単に市場価格が下落したことのみをもって、減損の客観的証拠とすることは認めていないため、IASB/FASB による円卓会議では、incurred loss に限定すべきか、公正価値の下落を含めるべきか議論がなされている。短期対応として、IASB は平成 20 年（2008 年）12 月に IFRS 第 7 号改訂公開草案「負債性金融商品への投資」を公表し、負債性金融商品について表形式での開示を求め、すべての負債性金融商品を公正価値又は償却原価で会計処理した場合の当期損益及び資本に対する影響などを開示することを提案している。IASB では、これにより、負債性金融商品の損益の内訳の開示を強化することが想定されている。

また、米国会計基準においても、平成 20 年（2008 年）12 月に、同様の趣旨の開示を求める FASB スタッフによる意見書案（FSP FAS 107-a）が公表されている。

我が国の会計基準における取扱い

我が国の金融商品会計基準では、満期保有目的の債券やその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失とする（金融商品会計基準第 20 項）。また、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の 3 分類に区分し、それぞれに定められた方法で貸倒引当金を算定することとしている（金融商品会計基準第 27 項及び第 28 項）。

検討のポイント

- ・ 国際的な会計基準の動向に鑑み、特に、債権の減損について国際的な会計基準との整合性を図るか。
- ・ 国際的な会計基準の動向に鑑み、開示に関する改訂についても検討するか。

3. 減損処理後の会計処理

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

IAS 第 39 号では、減損処理を行った満期保有目的投資につき、以後の期間において、減損損失の額が減少し、その減少が減損を認識した後に発生した事象（債務者の信用格付けの改善など）に客観的に関連付けることができる場合には、以前に認識された減損損失は、直接に又は引当金勘定の修正により戻し入れなければならないとし、その戻入れによって、当該金融資産の帳簿価額が、減損が認識されていなかったとした場合の、減損を戻し入れた日現在の償却原価を超過する結果を生じさせてはならないとされている。この戻入額は、損益計算書に認識しなければならない（IAS 第 39 号第 65 項）。

（米国会計基準における取扱い）

米国会計基準では、満期保有目的に区分された有価証券について減損処理を行った場合には、それを新しい取得価額とすることとしており、その後回復した場合であっても損益計算書を通じて振り戻すことはできないこととされている（SFAS 第 115 号第 16 項）。

（国際的な会計基準の動向）

IASB/FASB による円卓会議では、減損処理後の会計処理における国際財務報告基準と米国会計基準との間の差異について検討が行われている。

我が国の会計基準における取扱い

我が国では、我が国においては、年度決算において減損処理を行った場合には、その後回復したときであっても損益計算書を通じて振り戻すことは認められていない（金融商品会計 Q&A の Q31）。ただし、引当金（債権：貸倒引当金、関連会社株式：投資損失引当金）処理を行っている場合には、引当金の洗替えを通じて、実質的に振り戻しと同様の効果をもたらされている。

今後の方向性

【論点 2-5】と同様に国際的な会計基準の動向にも配慮しながら、我が国において満期保有目的の債券の減損処理後の取扱いについて検討する。

検討のポイント

- ・ 戻し入れのトリガーと、減損認識のトリガーとの関係をどのように考えるか。
- ・ 他の会計基準における減損処理後の会計処理についてどのように考えるか。

【論点 2-6】複合金融商品の区分処理

検討事項

米国基準や国際会計基準では、複合金融商品の会計処理について、区分処理又は時価評価するか否かは、「デリバティブ部分のリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶかどうか」ではなく、「主契約とデリバティブ部分の経済的性格やリスクが明確かつ密接に関連しているかどうか」で判断することとされており、明確かつ密接に関連していない場合には、区分処理又は時価評価することとされている。

一方、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」では、複合金融商品の契約内容が、契約上の当初元本の回収又は返済に影響を与えるか否かをもって区分処理の判断を行うこととされており、また、組込デリバティブと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが密接な関係にない場合には、組込デリバティブのリスクが契約上、当初元本に及ぶかどうかをもって判断することとされている。国際的な会計基準と類似の考え方であるものの、必ずしも同じではないとの指摘もあることから、改正の必要性を検討することとする。

なお、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品（転換社債、新株予約権、新株予約権付社債）など、負債と資本の区分にも関係する商品については、本論点整理では取り上げないこととする。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

IAS 第 39 号においても、以下の条件のすべてを満たす場合には、組込デリバティブは、

主契約から分離し、IAS 第 39 号に基づきデリバティブとして会計処理しなければならないこととされている（IAS 第 39 号第 11 項）。

- (a) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していないこと
- (b) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当していること
- (c) 複合金融商品が、公正価値で測定され公正価値の変動を損益計算書に認識するものではないこと

（米国会計基準における取扱い）

SFAS133 においては、組込デリバティブ(embedded derivative)とは、主契約の中に含まれているデリバティブのことであるとされ、組込デリバティブは、次の規準のすべてを満たす場合に、主契約(host contract)から区分してデリバティブとして会計処理しなければならないとされている（SFAS133 第 12 項）。

- (a) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクは、主契約の経済的特徴及びリスクに明確かつ密接に関連していない(not clearly and closely related)こと
- (b) 組込デリバティブ及び主契約の双方を含む契約（「複合金融商品(the hybrid instrument)」）は、公正価値の変動が発生時の損益として報告される一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の対象ではなく、公正価値による再測定が行われていないこと
- (c) 組込デリバティブと同一条件の単独の商品は、本基準書の規定の対象となるデリバティブになること

我が国の会計基準における取扱い

我が国では、複合金融商品については、構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在し得るが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生するため、資金の運用調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分せず一体として処理することとされている（金融商品会計基準第 40 項、第 117 項）。一方、通貨オプションが組み合わされた円建借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、区分処理が求められている。これを受け、適用指針第 12 号により、複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理することとされている（適用指針第 12 号第 3 項）。

- (1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるこ

と

- (2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブがデリバティブの特徴を満たすこと
- (3) 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

我が国の会計基準では、国際的な会計基準とは異なり、複合金融商品の契約内容が、契約上の当初元本の回収又は返済に影響を与えるか否かをもって区分処理の判断を行うこととされている。また、組込デリバティブの経済的性格及びリスクと、現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが密接な関係にある場合で、過去の実績や合理的な見通しなどから、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性はないものとして取り扱うこととされている（適用指針第12号第6項）。

さらに、上記の要件(1)又は(3)を満たさない場合でも管理上、組込デリバティブを区分しているときは区分処理することができるものとされている（適用指針第12号第4項）。

今後の方向性

国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点のみならず、いずれの規準が適切かとの観点からも検討する。

検討のポイント

- ・元本の毀損可能性の有無という規準の方が優れていないか。
- ・我が国の会計基準は、元本毀損可能性がある場合に、経済的性格及びリスクの関連性を考慮することをもって、国際的な会計基準と概ね整合的であるといえることができるかどうか。

以上